

平成25年10月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

平成25年10月21日 開会

平成25年10月21日 閉会

宮古地区広域行政組合

平成 2 5 年 1 0 月 宮古地区広域行政組合議員全員協議会

平成 2 5 年 1 0 月 2 1 日（月曜日）

午前 1 1 時 0 5 分開議

議事日程

1 報告事項

- (1) 議会運営委員会審議結果の報告について
- (2) 不燃系廃棄物（仮設焼却炉焼却灰・不燃混合物）の受入れに係る埋立計画の変更について

2 協議事項

- (1) 議席の指定
- (2) 宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例
- (3) 宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (4) 副議長、議会運営副委員長、監査委員の選任に関する申合わせ事項について
- (5) 議員派遣について

3 その他

- (1) し尿汲み取り料金の改定について

出席議員（13名）

1番	坂本	昇	君	2番	内館	勝則	君
3番	嶋山	直人	君	4番	黒沢	一成	君
5番	中嶋	榮	君	6番	工藤	小百合	君
7番	野館	泰喜	君	8番	宮森	鋭幸	君
9番	松本	尚美	君	10番	坂本	正	君
11番	山崎	泰昌	君	12番	小松山	久男	君
13番	茂市	敏之	君				

欠席議員（0名）

説明のための出席者

事務局	長	田崎	義孝	君
総務課	長	岩田	直司	君
施設課	長	鈴木	登志美	君
消防	長	野沢	浩二	君
消防次長兼消防課	長	及川	誠	君
総務課	長	外館	義博	君

◎開 会

- 議長（茂市敏之君） 会議に先立ちまして、このたび宮古市議会から新たに選出された議員を紹介いたします。
- 中嶋榮議員でございます。よろしくお願いいたします。
- 5番（中嶋 榮君） おはようございます。中嶋でございます。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

- 議長（茂市敏之君） ただいまの出席議員は13名であります。これより議員全員協議会を開会いたします。先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。
- 内館議会運営委員長。
- 議会運営委員長（内館勝則君） おはようございます。
- それでは、議会運営委員会での審議結果を報告いたします。
- 議事日程でございますが、初めに議長が開会宣言を行います。
- 次に、諸報告として監査委員からの例月現金出納検査の結果について、その写しの配付をもって報告とするものでございます。
- 次に、日程第1の議席の指定でございますが、宮古市から新たに選出された中嶋榮議員について、議長が議席の指定について議会に諮って指定します。
- 日程第2の会議録署名議員の指名につきましては、今回は、11番、山崎泰昌議員、12番、小松山久男議員を議長が指名いたします。
- 日程第3の会期の決定につきましては、会期は10月21日の1日間ということで本会議に諮って会期を決定します。なお、今回、一般質問はございませんでした。
- 日程第4で、認定第1号 平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。なお、説明は、会計管理者である宮古市会計管理者が行うこととなります。
- 日程第5で、議案第1号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。
- 日程第6で、議案第2号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。
- 日程第7で、議案第3号 宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例を議題といたします。
- 日程第8で、議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。
- 日程第9で、議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。
- 日程第10で、議案第6号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議

決を求めることについてを議題といたします。

日程第11の議員派遣につきましては、平成25年度の議員行政視察について、議題として議長が会議に諮るものでございます。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（茂市敏之君） 議会運営委員長の報告がありました。これについてよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎不燃系廃棄物（仮設焼却炉焼却灰・不燃混合物）の受入れに係る埋立計画の変更について

○議長（茂市敏之君） それでは次に、不燃系災害廃棄物（仮設焼却炉焼却灰・不燃混合物）の受入れに係る埋立計画の変更について、事務局の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） それでは、資料ナンバー9をご覧願いたいと思います。資料ナンバー9でございます。

当組合では、ご承知のとおり昨年度、最終処分場の軽微変更を行い、10月から東日本大震災に伴う不燃系の災害廃棄物の埋立を行っております。現在、進捗状況は約70%ほどでございますけれども、当初説明した受入れ量と埋立最終形状に変更が生じたので、ご説明をいたします。

まず、受入れ量についてでございますけれども、2の計画量と受入れ実績量の（1）受入計画量（当初）をご覧ください。当初の計画では、仮設炉の焼却灰と不燃系混合物を合わせて、2年間で4万3,100t埋立処分をする計画でございました。覆土も合わせれば、埋立容量は軽微変更に見合う4万9,840立米を見込んでおりました。その後、平成24年度の実績から受入れ余力があることから、今年度の処分契約量を増やし、（2）受入れ計画量のとおり、5万4,585t受入れることで作業を進めております。

しかしながら、（3）受入れ実績量のとおり、現在の埋立実績量と残存容量から、更なる受入れ量の追加が可能であることから、県の要望もあり、更に1万5,000tを受入れ、6万9,585tの埋立処分を行うものでございます。

その内訳量につきましては、2ページ、裏面の2ページをご覧いただきたいと思えます。

3の変更計画量のとおり、仮設炉焼却灰が9,405t、不燃系混合物6万180t、合計6万9,585t、容量に換算いたしますと覆土も含め、軽微変更量に見合う約5万立米となります。

次に、埋立最終形状の変更についてでございます。

今回、上の図で不燃系災害廃棄物を埋立している67mから85mレベルの埋立容量が、当初想定した容量より過大であったため、全体の残存容量10万1,500立米の中で調整し、埋立最終形状を変更するものでございます。変更箇所は、102mレベルを100mレベルに下げ、かつ、90mレベルと95mレベルを縮小し、下の図のとおりとするものでございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（茂市敏之君） ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問はございませんか。

坂本議員。

○1番（坂本 昇君） この受入れ容量の変更を行ったことによって、この耐用年数というか、今であれば10年持つというのが、同じ年数なのか。

○議長（茂市敏之君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） この部分につきましては、昨年度、軽微変更を行って5万立米増やしたということで、この範囲内に収まるということでございます。なお、現在の最終処分場につきましては、平成35年ごろに埋立完了する予定ということでございます。

次の新しい最終処分場につきましても、平成30年ごろから調査、それから整備に当たっていきたいということでございます。

今回の受入れ増に伴って、現在の最終処分場の埋立期間が短縮することはない、当初の予定どおり、見込んでいたとおり、平成35年ごろに完了する予定ということでございます。

○1番（坂本 昇君） ありがとうございます。

○議長（茂市敏之君） その他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議席の指定

○議長（茂市敏之君） ないようですので、次に、本日の協議案件は、お手元に配付されております会議次第のとおり、5件であります。

初めに、議席の指定について協議いたします。

事務局の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） それでは、議席の指定についてご説明をいたします。

宮古市選出の宇都宮勝幸議員の辞職に伴いまして、宮古市より新たに中嶋榮議員が選出されております。現在、前任議員の議席であります5番の議席が空席になっております。宮古地区広域行政組合議会会議規則第4条第2項において、補欠議員の議席は前任議員の議席としておりますので、中嶋榮議員の議席を5番に議長から指定していただくものでございます。

以上でございます。

○議長（茂市敏之君） ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例

○議長（茂市敏之君） ないようですので、次に、宮古地区広域行政組合職員の再任用に

関する条例を協議いたします。

事務局の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） それでは、本日提案いたします、宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の内容についてご説明をいたします。

資料ナンバー5をご参照願います。資料ナンバー5でございます。

本条例案は、地方公務員法第28条の4第1項、第2項及び第3項並びに地方公務員法等の一部を改正する法律附則第6条の規定に基づくとともに、地方公務員の雇用と年金の接続についてとする総務副大臣通知、平成25年3月29日に発出されております。これを踏まえ、定年退職する職員の再任用に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

なお、地方公務員法の第28条の4第1項は、任命権者は、定年退職者等を従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる、とする規定でございます。28条の4第2項は、この任期は、1年を超えない範囲内で更新できる、との規定でございます。また、第3項は、再任用の最終的な任期の末日は条例で定める、とするものでございます。

地方公務員法等の一部を改正する法律附則第6条は、条例で定める再任用の任期の末日の特例については、条例で定めるものとする、ということでございます。

また、総務副大臣から通知のあった、地方公務員の雇用と年金の接続については、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へ引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう雇用と年金の接続を図るとともに、職員の能力を十分活用するため、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については、再任用するものとし、この趣旨に沿った条例が未制定の場合は、速やかに制定を図られたいとする内容でございます。

それでは、条例案の内容について、ご説明いたしますので、裏面の2ページをご覧ください。

第1条は、本条例の制定の趣旨を定めたものでございます。

第2条は、再任用の対象となる定年退職者に準ずる者として、25年以上勤続して退職した者であって、退職後5年を経過する日までの間にある者と規定をするものでございます。

第3条は、任期の更新について必要な事項を定めるものでございます。

第4条は、再任用の最終的な任期の末日を65歳に達した日以後における最初の3月31日以前とするものでございます。

附則といたしまして、本条例は、平成26年4月1日から施行するほか、特定警察等である職員の任期の末日における年齢については、特例を定め、平成26年4月1日から平成28年3月31日までは、63年、平成28年4月1日から平成31年3月31日までは、64年とするものでございます。

特定警察等である職員等とは、当組合では消防司令以下の階級の消防職員が該当いたします。特定警察等である職員の年金の支給開始年齢の引き上げスケジュールが一般行

政職職員に比較して6年遅く始まることから、このような特例が設けられるものでございます。

なお、この条例案につきましては、当組合の構成市町村は、全て制定済みでございます。

また、本条例案は宮古市に準じて制定をするものでございます。

なお、一般職員と再任用職員の相違点でございますけれども、再任用職員には、任期があることのほか、勤務時間については、フルタイムの再任用職員と週15時間30分から31時間までの範囲で勤務する再任用短時間勤務職員がでございます。

給料は、職務に応じた級ごとの単一の給料が規定されます。短時間勤務職員は、勤務時間に応じて減額をされます。また、再任用職員には扶養手当、住居手当は支給されません。再任用後の退職手当も支給されません。

これらを整備するため、このあとご説明いたします関連条例について、所要の整備をいたします。

以上が宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の主な内容でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（茂市敏之君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問はございませんか。

松本議員。

○9番（松本尚美君） 再任用に関する条例は、構成市町村を含め、もう既に条例化されているということです。今回、広域において条例整備して実施するということですが、今回に至ったといいますか、遅くなった理由は何かありますか。

○議長（茂市敏之君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 年金の引き上げスケジュールが25年度の定年退職者から始まり、26年支給分から始まるということでございます。当組合には再任用に関する条例とございますが、条文が定年退職に関する条例という部分で規定をされておりました。ただ、この条例につきましては、いわゆる雇用と年金の接続というふうな意味合いよりは、むしろ組織運営上、必要な部分については再雇用というふうな内容でございましたので、こういう部分もございまして、遅くなったというご指摘でございますけれども、年金の引き上げスケジュールに合わせたということでございます。

○議長（茂市敏之君） よろしいですか。

松本議員。

○9番（松本尚美君） 遅くなった理由のポイントは、年金の引き上げに合わせたスケジュールだということですが、もともと広域行政組合の組織上、必要だったかどうかというところがポイントになるのかなというふうに思うんですが、年金の引き上げに合わせて整備するというのは、そのとおりだと思うんですが、再雇用、再任用というのは必要性を今まで認めなかったということですか。

○議長（茂市敏之君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） ちょっと説明が悪くて申し訳ございませんでした。いわゆる再任用、従前の目的は、いわゆる定年退職者の能力を活用し、組織の円滑な運営という

部分が大きい部分でございました。これについては、その条文が定年に関する条例の中で盛り込まれておりましたので、その部分で対応できたということでございます。

ただ今回、もう一つ大きな目的でございます年金と雇用の接続という部分が示されましたので、従前の部分は再雇用の任期の末日が3年間という制限を受けていましたので、その部分も改正し、所要の整備をして、新しく条例を制定したいというふうなことでございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） わかりました。

あと、ちょっとこれに直接的なことではないんですが、期限付、いわゆる任期付は広域においては整備されていましてか。確認です。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） 期限付職員については、行政組合のほうでは必要はないものと認めて整備はいたしておりません。

○9番（松本尚美君） 終わります。

○議長（茂市敏之君） その他ございませんか。

黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 再任用が必要であると、その部分は誰がどのようにして決めるのかと、あと、再任用することによって新規雇用との関係ですね。これを説明いただきたいです。

○議長（茂市敏之君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 再任用につきましては、条例でございますので、議会の議決を経て決定をするというふうなことでございます。

それから、再任用と新規雇用というふうな部分でございますけれども、再任用の場合は、先ほどご説明いたしましたように、1年以内の任期を定めて再雇用するというところでございます。更新はできますが、それも最長65歳までということでございます。年金の引き上げスケジュールは3年に1回ずつ、1年ごとに上がっているというふうな状況でございますので、そういう部分を勘案しながら、退職者等の状況を見ながら、組合職員の新規雇用については検討していくというふうなことでございます。

○議長（茂市敏之君） 黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 再任用と新規雇用と、どちらを大事と考えるんでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） どちらのほうといたしますか、どちらも大事だと思います。今回の大きな目的が無収入期間が発生しないということでございますので、これは十分尊重しなければならない。一方で、組織の活性化あるいは技術の継承というのもございますので、新規雇用は新規雇用で、組合には職員定数の部分もありますので、そういう部分を勘案しながら新規雇用をしていくということでもあります。

○議長（茂市敏之君） いいですか。

黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 要望1点でした。

- 議長（茂市敏之君） どうぞ。
- 4番（黒沢一成君） 新規雇用のほうが私は大事だと思いますので、要望です。
- 議長（茂市敏之君） その他ございませんか
坂本議員
- 1番（坂本 昇君） 今のに関連しますが、再雇用するときの判断は議会とお話をされましたが、そのときに何か、その議会の土俵に上がるまでの間の判断なりというのは、どちらがやるものですか。
- 議長（茂市敏之君） 田崎事務局長。
- 事務局長（田崎義孝君） 先ほど、私、答弁をちょっと間違えたようでございます。いわゆる条例ですので、これはそのとおり議会の議決をいただくということでございます。その中で、再任用を誰が決めるかということになれば、管理者が決めると。任命権者が決めるというふうなことであります。
- 議長（茂市敏之君） よろしいですか。
坂本議員。
- 1番（坂本 昇君） 応募があると、一旦組合員のほうで、応募なり、それから面接なりをして、いきなりもう議会にかけるんですか。それとも何か、そこに1つあるはずですし、再雇用の分の判断の分が、その分をひとつお伺いしたいのと、あと、役職的なものですね、再雇用ですから。その部分が従来どおりでスライドしていくのか、それとも、そこは一回リセットしてやるのかというのが2つ目。3つ目は、今までの広域さんの場合は、宮古市役所さんなり、組織する自治体さんから派遣したり、やり取りがあったようなところなんです。今回、再雇用の場合は全てもう広域組合直属の採用ということになるのかという点についてお聞きします。
- 議長（茂市敏之君） 田崎事務局長。
- 事務局長（田崎義孝君） 1点目でございますけれども、定年退職者を再任用するという場合につきましては、本人の希望を聞くというふうなことです。そこで管理者が選考するというところでございますので、この再任用に関して議会にお諮りすることはございません。組合のほうで決定をさせていただきたいというふうに思います。
- それから、2点目、従前の役職がそのままスライドするのかということでございます。制度上はスライドさせるという意味ではなくて、例えば、いわゆる管理職が一旦退職して再任用すれば、管理職というのも制度で可能ではございます。ただ、選考は管理者が行うものなので、ちょっと事務局から申し上げるのも恐縮なのですが、多分、管理職をまた管理職というのは難しいんじゃないかなと思います。一つが再任用する方の無収入期間が発生しないようにという問題、もう一つは組織の活性化というのは、これは大事だと思います。組織の活性化の中には、新人の、新陳代謝といいますか、そういう部分もございまして、新たな管理職育成というのもございまして、そういう部分で管理職から管理職というのは、これはちょっとどうかなというふうな気はいたします。いずれ、管理者が選考をして職を格付するというふうなことになると思います。
- それから、採用の形態でございますけれども、事務局のという話をさせていただきますと現在17名でございます。派遣されている職員が宮古市から4名、それから田野畑村か

ら1名派遣されています。12名は組合採用の職員でございます。制度上は組合職員だけの再雇用、それもできますし、その構成市町村の職員を組合に再雇用というのもできます。逆に、組合員の採用職員を構成市町村のほうで再任用するというのも、制度上、可能でございます。

- 1番（坂本 昇君） わかりました。
- 議長（茂市敏之君） その他ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 議長（茂市敏之君） ないようですので、次に、宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を協議いたします。

事務局の説明を求めます。

田崎事務局長。

- 事務局長（田崎義孝君） それでは、宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明いたしますので、資料ナンバー6をご覧くださいと思います。資料ナンバー6でございます。

本条例案は、ただいまご説明いたしました宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の制定に伴い、関連する宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例、宮古地区広域行政組合職員の定年等に関する条例、宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例、宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例について所要の整備を行うものでございます。

1ページ、2ページに改正の要点をまとめておりますが、条例案で説明をさせていただきます。なお、再任用に関する条例の制定に伴う字句や引用条項の整備、条項等の繰り上げ、繰り下げなどの説明は省略し、主な改正の内容についてご説明をいたします。

3ページをご覧くださいと思います。

第1条は、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。第5条第10項は、再任用職員の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の職務の級に応じた額とするものでございます。

第5条の2第2項は、再任用短時間勤務職員の給料月額は、常勤の再任用職員に適用される給料月額に、その者の勤務時間を常勤職員の勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とすることを規定するものでございます。

4ページをご覧ください。

第7条の2は、管理者が職員の給与から控除できる掛金等のうち、第3号の国民年金被保険者の支払う保険料を削除し、各号を繰り上げるものでございます。

5ページの改正は、字句等の整備を行うものでございます。

6ページの第13条第2項は、再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当における割増率を規定し、字句を整備したものでございます。

7 ページの改正前の第16条は、時間外勤務手当の算出に当たり、考慮すべき手当である調整手当が既に廃止されていることから、当該字句を削除するものでございます。

8 ページをご覧ください。

第18条第3項は、再任用職員の期末手当の額を算出する際の期末手当基礎額に乗ずる割合を規定するものです。第19条第2項第1号は、再任用職員以外の職員の勤勉手当の総額を算出する際の勤勉手当基礎額に乗ずる割合を規定するものでございます。第2号は、再任用職員に支給する勤勉手当の総額を算出する際の勤勉手当基礎額に乗ずる割合を規定するものでございます。

9 ページをご覧ください。

改正前の第20条第4項は、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の規定については、管理職手当の支給を受ける職員には適用しない旨、規定するものでございますが、条文整理のため、新たに第23条第2項に規定することから削除するものでございます。

10ページをご覧ください。

第23条第1項は、扶養手当、住居手当等の規定は、再任用職員には適用しない旨、規定をするものです。

第2項は、先ほど第20条で説明いたしましたとおり、条文整理のため新たに設けるものでございます。

第24条は、再任用短時間職員等を除く非常勤職員等の給与については、基準を定め支給する旨を規定するものでございます。改正前の第25条では、単純労務職員の給与の種類及び基準を規定しておりましたが、当組合では該当する職員が在職しておらず、また、今後とも採用する予定はないことから、本条を削除するものでございます。

次に、10ページから18ページにかけて、行政職給料表及び消防職給料表を記載しておりますが、このうち14ページに行政職給料表の適用を受ける再任用職員の給料月額を上表の下段に、18ページに消防職給料表の適用を受ける再任用職員の給料月額を上表の下段のとおり規定するものでございます。

次に、第2条宮古地区広域行政組合職員の定年等に関する条例の改正内容についてご説明いたしますので、18ページ、19ページをご覧ください。

改正の主な内容でございますが、改正前の第5条において、定年退職者の再任用に必要な要件、任期、更新後の任期の末日等規定しておりましたが、今回、宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例を制定することから、第5条を削除するとともに所要の整備をするものでございます。

次に、第3条宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の改正内容についてご説明いたしますので、19ページをご覧ください。

本改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が平成23年4月1日から施行されたことから、その趣旨に基づき、従前認められていなかった非常勤職員についても、一定の要件を満たせば、育児休業及び部分休業をすることができるようにするものでございます。

これまで当組合では、非常勤職員が在籍しておらず、また、雇用する予定もなかった

ことから、改正を見送っていたものでございますけれども、再任用短時間職員についても育児休業等が適用されることから、今回改正をするものでございます。

改正の主な内容でございますが、要件を備えた非常勤職員について、原則として子が1歳まで、特に必要と認められる場合は最長で1歳6カ月まで育児休業を取得できるようにするものです。

また、再任用短時間勤務職員が部分休業を取得できるほか、要件を備えた非常勤職員の子が3歳に達するまで、最長で1日2時間の部分休業を取得することができるようにするものでございます。

19ページから20ページにかけての第2条第3号は、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年未満である者など、育児休業をすることができない非常勤職員について規定をするものでございます。

20ページから22ページにかけての第2条の2は、非常勤職員の配偶者が育児休業をしている場合でも育児休業を取得できることなど、非常勤職員の子の養育の事情により、子が1歳から最長で1歳6カ月に達するまで、育児休業を取得できる場合について規定するものでございます。

23ページの第3条第6号、第7号は非常勤職員が再度の育児休業をすることができる特別な事情について、規定をするものでございます。

23ページから24ページにかけての第17条は、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年未満である者など、部分休業することができない再任用短時間勤務職員を除いた非常勤職員について規定をするものでございます。

24ページの第18条第1項から第3項までは、部分休業の承認時間が1日の勤務時間の始め、または終わりの時間など、取得可能な形態と時間数について定めたものでございます。

次に、第4条、宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正内容についてご説明いたしますので、24ページの下段から25ページをご覧ください。

第2条第3項は、再任用短時間勤務職員の勤務時間を規定するものでございます。

第3条第1項及び第2項は、再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割り振りを規定するとともに、字句を整理するものです。

26ページの第4条第2項は、公務の運営上必要がある場合の再任用短時間勤務職員の週休日の割り振りを規定するものでございます。

26ページから27ページにかけての第7条は、任命権者が再任用勤務職員も含めた職員についての勤務時間外の時間における勤務を命じる際の要件等について明示するものでございます。

28ページ、29ページをお開き願います。

第11条は、再任用短時間勤務職員等の年次休暇を規定するものでございます。

第12条第2項は、職員の病気休暇の期間は規則で定める旨を明示するものでございます。

第13条は、特別休暇について規定しているもので、条文を整理するものでございます。附則として、本条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上が宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の内容でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（茂市敏之君） ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問ございませんか。

山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） すみません。18ページ、第5条の表題で定年退職者の再任用という第5条を削除するということですが、これは1つ前の議題とちょっとかぶるんですが、ここ、前のほうの議題の場合は定年退職者に準ずる者というふうな新しい条例ということですか。

今回の目的は、雇用と年金の接続性ということなんですが、どうもこの文言を見ると、定年退職者以外の者でも採用できるというように受けとめることができると思いますけれども、その辺についての説明をお願いします。

○議長（茂市敏之君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） これにつきましては、国の準則あるいは宮古市、それから各市町村との条例に倣ったものでございます。今回は、この部分については勤続25年以上の者で退職して5年以内の者。この文言の中には出てきませんが、定年の年齢に達している者ということも述べてありますので、そういう部分でこの部分もカバーするというふうな意味で、この部分が加わったものでございます。

○11番（山崎泰昌君） わかりました。

○議長（茂市敏之君） よろしいですか。

○11番（山崎泰昌君） はい。

○議長（茂市敏之君） その他ございませんか。

○2番（内館勝則君） 14ページと18ページの下段の再任用職員の給料表、下段についていますが、それぞれ級がございませぬけれども、1本で再任用職員ということで額が示されておりますけれども、その額を決めるその計算式というのは、どういう計算なのでしょう。

○議長（茂市敏之君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） ちょっと計算式まではわかりかねますけれども、この給料表は国の給料表と同じものでございます。なおかつ、宮古市の給料表とも同じということで、同じ規定をとっているということになります。

○議長（茂市敏之君） その他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長、議会運営副委員長、監査委員の選任に関する申合わせ事項について

○議長（茂市敏之君） ないようですので、次に、副議長、議会運営副委員長、監査委員の選任に関する申合わせ事項についてを協議いたします。現在の状況について、事務局の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） それでは、資料ナンバー11をご参照願います。資料ナンバー11でございます。

議長、副議長、監査委員に係る申合わせ事項でございますけれども、平成4年8月18日の議員全員協議会において、議長は宮古市から選出する、副議長は山田町と岩泉町から交互に選出する、監査委員は残りの町村から順次選出する、議会運営委員長、副委員長については、平成11年5月26日の議員全員協議会において委員長は宮古市から選出する、副委員長は山田町と岩泉町から交互に選出するとの申合わせがなされ、現在は選考委員会を開催し、申合わせのとおり各市町村から選出していただき、議員全員協議会に諮っているところでございます。

以上でございます。

○議長（茂市敏之君） ただいま事務局より説明がありましたが、議長、議会運営委員長は宮古市から、副議長、副委員長については山田町、岩泉町から交互に、監査委員については田野畑村から選出する申合わせになっております。これまで選考委員会を設置し、申合わせ事項のとおり選出しているところですが、申合わせ事項のとおり選出するのであれば、選考委員会を設置せずに、あらかじめ各市町村の議員で選出していただき、全員協議会に諮るようにしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしの声が多いようでございますので、それでは、次回からそのようにしたいと思います。

◎議員派遣について

○議長（茂市敏之君） 次に、議員派遣について事務局の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） それでは、議員派遣についてご説明いたしますので、資料ナンバー12をご覧いただきたいと思っております。資料ナンバー12でございます。

平成25年度の議会議員行政視察の実施についてでございます。

目的につきましては、宮古地区広域行政組合における消防行政の推進に資するため、行政視察を実施するものでございます。

日程につきましては、平成25年11月13日水曜日から11月15日金曜日の3日間を予定しております。

視察場所でございますが、宮城県の仙南地域広域行政事務組合、山形県の酒田地区広域行政組合消防本部の2カ所を予定してございます。また、本件につきましては、会議規則第44条により、議員派遣について会議に諮って決定していただくものでございますけれども、宿泊等の予約の関係があり、準備のため10月4日付けで既に案内を差し上げているものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（茂市敏之君） ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎し尿汲み取り料金の改定について

○議長（茂市敏之君） ないようですので、次に、その他ですが、し尿汲み取り料金の改定について、事務局の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） それでは、資料ナンバーの8をご覧くださいと思います。

し尿につきましては、議員ご案内のとおり、一般廃棄物に規定されております。一般廃棄物の収集、運搬及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により市町村固有の事務とされております。現状では、広域管内のごみの収集、運搬については、一部直営のほかは、多くは委託で実施されておりますが、し尿につきましては従来から業者に許可を与えて収集、運搬を実施しております。このため、し尿の汲み取り料金につきましては、宮古地区広域行政組合手数料条例で広域管内一律の料金が規定されております。この手数料には消費税相当額が反映されているため、平成26年4月に消費税率等が現行の5%から8%へ引き上げられることから、し尿汲み取り料金につきましても引き上げ税率分について、平成26年4月から改定しようとするものでございます。

資料の1ページをご覧ください。

汲み取り料金の改定の経過を記載しております。昭和46年12月に規定して以来、社会経済情勢の変化等に対応するため、11度にわたり改定をしております。前回の改定は、業者からの陳情を受け、燃料費や人件費の状況、県内の状況を調査し、料金の適正化のため改定をしております。

2ページをご覧ください。

左側の表は、現行の料金となっております。収集、運搬につきましては、180リットルまで1,128円、180リットルを超える場合、18リットルまたはその端数ごとに112円80銭が加算されます。なお、当組合では、処分手数料として収集、運搬業者から10リットルまたはその端数ごとに3円を徴収しております。1,128円の内訳は、収集、運搬手数料1,021円、それから当組合に納入する180リットル当たりの処分手数料54円、消費税率等5%相当額53円となっております。この消費税等を右側の表のとおり8%相当額の86円とし、総額で33円引き上げ、1,161円に改定しようとするものでございます。

この引き上げに伴う利用世帯の影響額についてでございますけれども、3の1世帯1回当たりの平均汲み取り量に対する料金比較をご覧くださいと思います。平成24年度実績ベースで、1世帯1回当たり平均で136円の増額になるものと思われま

す。本件につきましては、この後、許可業者と意見交換を行いたいというふうに考えております。その後、住民への周知期間を設けるため、12月ごろに臨時議会をお願いし、条例改正を提案したいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（茂市敏之君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問はございませんか。

松本議員。

○9番（松本尚美君） 消費税改定の部分について、料金を、トータル的には負担が増え

るということは理解をするんですが、この要望、陳情というんですか、許可業者からの陳情の内容が、この金額的なものだけで示されているのか、それとも値上げをする根拠については詳細が示されているのか、ちょっと確認をしたいんですけども。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 今回の値上げにつきましては、あくまでも消費税率等の分のアップということで考えております。今回、これから業者との協議になりますけれども、今回の値上げにつきましては、あくまでも消費税等の分のアップを考えるとということで進めていきます。

○議長（茂市敏之君） よろしいですか。

その他ございませんか。

松本議員。

○9番（松本尚美君） 業者が、何といいますか、消費税を転嫁をするというのはすごく自然に理解をするんですが、一方で、この汲み取り料金に反映されている消費税をどこに転嫁して、要するにどこに支払っているのかということですが、例えば油があれば油代、ガソリン代とか車の部分、あと電気、電気料はないんでしょうけれども、いわゆる仕入れの部分ですね。処分手数料が54円変わらないわけですが、これはどう理解すればいいですか、基本的に。益税になるという意味ですか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） そうです。あくまでこれは業者の収入、汲み取りの収入になりますので、その部分は業者が直接消費税の収入という形になります。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） それはわかるんです。わかるんですけども、基本的に、普通に考えると、この収入があって処分手数料がいわゆるコスト、それから人件費とか、そういったのがありますね。申告するというのはそのとおりでわかるんですが、普通は仕入れの段階で80%なら80%でやって、仕入れに対して、その消費税を負担しています。売り上げに対しては当然、消費税を加えて、その差額を払う。要するに納税するわけですけども、今回33円プラスになるんですけども、もともと従来5%の分の、いわゆる益税になってしまうという雰囲気が考えられる。そこはどう理解するんですか。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） 収集業者の収集運搬に係る経費も当然5%から消費税等の率が8%になるわけなんで、この部分で益税というよりも、業者が負担する部分と相殺になるもので、そのまま納入することになるから、特段、業者が益税として留保する分がないと思いますけれども。

○議長（茂市敏之君） いいですか。

その他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） これについては質疑がないようですが、そのほか皆様方から何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（茂市敏之君） ないようですので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午前 1 1 時 5 8 分閉会
